

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払います。

記

1 売払物件

「期間入札売払物件一覧表（令和8年度第2回）」のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に当たります。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。
- （3）国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 入札の条件等

- （1）入札者は、本件入札にかかる事項が入札案内書に記載された内容であること及び入札物件が物件調書等に記載された内容であることを了承のうえ、入札に参加するものとします。また、売買契約に当たっては、売買物件が物件調書等に記載された内容であることを了承のうえ、買い受ける旨を特約条項として契約書に付します。
- （2）農地法（昭和27年法律第229号）上の農地である物件については、売買契約締結前に農地法第3条第1項の規定による農地の権利移転許可又は農地法第5条第1項の規定による農地転用の許可若しくは届出が必要となります。
なお、農地として利用する場合（上記農地法第3条）の入札参加者は「農耕適格者」に限られます。
農地法の許可及び「農耕適格者」の基準等について物件の所在する市町村の農業委員会へ事前に確認のうえ入札してください。

4 入札受付期間及び開札の日時・場所

- （1）入札受付期間・提出先

期 間 令和 8 年 1 0 月 5 日（月） 午前9時から
 令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） 午後5時まで（必着）
受付時間は午前9時から12時及び午後1時から5時まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く）

提出先 〒980-8436
 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階
 東北財務局管財部統括国有財産管理官3 （電話）022-224-5671

(2) 開札の日時・場所

日 時 令和 8 年 11 月 5 日 (木) 午前 10 時から

場 所 東北財務局 第一会議室 (仙台合同庁舎 B 棟 7 階)

5 入札要領、契約書(案)、入札書等を示す場所

公示日から令和 8 年 10 月 16 日 (金) までの間、次の場所において行います。

- 東北財務局管財部統括国有財産管理官 3 (宮城県内)
宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 7 階 (電話) 022-224-5671
- 東北財務局青森財務事務所管財課 (青森県内)
青森県青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 3 階 (電話) 017-722-1477
- 東北財務局盛岡財務事務所管財課 (岩手県内)
岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 4 階 (電話) 019-625-3354
- 東北財務局秋田財務事務所管財課 (秋田県内)
秋田県秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 3 階 (電話) 018-862-4205
- 東北財務局山形財務事務所管財課 (山形県内)
山形県山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 2 階 (電話) 023-641-5176
- 東北財務局福島財務事務所管財課 (福島県内)
福島県福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 5 階 (電話) 024-535-0304

6 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

- ① 入札保証金は、各自入札書に記載する金額の 100 分の 5 以上 (円未満切上げ) に相当する金額とし、財務局・財務事務所から交付を受けた所定の「振込依頼書」を用いて、財務局の指定する口座に令和 8 年 10 月 16 日 (金) までに現金により振り込むものとします。
- ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者があらかじめ指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還します。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の返還を留保します。ただし、落札者の決定を留保した当該物件について、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申し出があった場合には、入札保証金を返還します。
- ③ 入札保証金には、利息を付しません。

(2) 入札方法

入札は、上記 5 から交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書 (2 連複写の 2 枚目の入札保証金振込証明書用紙に金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの) を郵送用封筒に入れて、「東北財務局管財部統括国有財産管理官 3」あて、簡易書留郵便により送付して申し込むものとします。

また、上記 4 の (1) の期間であれば、午前 9 時から午後 5 時までの間は、東北財務局管財部統括国有財産管理官 3 に持参することもできます (土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く)。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできません。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札 (「入札要領」参照) は無効とします。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札参加者へその旨通知します。排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、全物件の開札終了後直ちに「くじ」によって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者が代理でくじを引きます。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、くじ引きを留保します。排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、くじ引きを行い落札者を決定します。排除要請が行われた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、排除要請が行われなかった者でくじ引きを行い落札者を決定します。落札候補者全てに排除要請が行われた場合は、当該落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

9 契約の締結及び契約不履行

- (1) 契約締結等期限 令和8年12月4日（金）

- (2) 落札者との売買契約の締結は、(1)の期限までに、各物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所において行います。

ただし、農地法上の転用許可等を必要とする物件（上記3の(2)に掲げる物件）については、(1)の期限までに農地権利移転又は農地転用の許可申請等を行い、許可等の日から30日以内に売買契約を締結します。なお、農地法上の転用許可等を必要とする物件でかつ、農地法上の転用許可申請等に開発許可書の添付を要する場合は、落札者から物件を管轄する財務局・財務事務所への申し出により、落札決定の翌日から原則として3か月以内に限り契約締結期限の延長が可能です。この場合における延長期限については、別途通知します。

また、落札者の決定を留保した場合の売買契約締結等期限については、落札者として決定した者に別途通知します。

- (3) 落札者は、契約締結の際に、暴力団排除に関する誓約書（所定の様式）を提出してください。

誓約書を提出されない場合には契約締結は行わず、入札保証金は国庫に帰属します。

また、誓約書を提出のうえ、期限までに契約を締結しない場合（農地法上の許可申請が必要な物件については、期限までに許可申請を行わない場合又は誓約書を提出のうえ、期限までに契約を締結しない場合）にも、入札保証金は国庫に帰属します。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

1 1 売買代金の支払い方法

次のいずれかの方法により支払うこととなります。

ただし、物件番号 202、205、206、210、222、226、227、229、233 の物件は、（１）の支払方法は選択できません。

（１）売買契約と同時に全額を納付する方法

契約締結時に、売買代金と入札保証金との差額を納付してください。

（２）契約保証金を納付し、２０日以内に納付する方法（契約保証金充当方式）

売買代金の１００分の１０以上（円未満切上げ）の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する「納入告知書」により、契約締結の日から２０日以内に納付してください。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。この場合、契約締結日までに契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

なお、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属します。

（注）契約保証金は、落札後に財務局・財務事務所から交付される所定の「振込依頼書」を用いて、財務局等の指定する口座への振込により納付してください。

1 2 現地説明

現地説明は行いません。

なお、建物が含まれる物件がある場合には、建物の内覧が可能です。内覧の詳細については、入札案内書をご覧ください。

1 3 契約内容等の公表

（１）入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに東北財務局のホームページにおいて公表します。

- ・所在地
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

（２）契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東北財務局のホームページにおいて公表します。

- ・所在地
- ・登記地目
- ・面積
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）

- ・ 契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・ 価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）
- ・ 都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

（３）上記（１）及び（２）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

14 その他

（１）入札者は、本公示書のほか、入札案内書を十分理解のうえ、入札に参加してください。

※入札要領、国有財産売買契約書（案）は入札案内書に含まれています。

（２）契約不適合に係る取扱いについては、入札案内書に記載しています。

（３）入札参加者の開札時における出席は自由ですが、入札参加者及びその関係者以外の方は開札会場への入場はできません。

以上 公示します。

令和 8 年 9 月 1 6 日

東 北 財 務 局

期間入札売払物件一覧表 (令和8年度第2回)

物件 番号	所 在 地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	都市計画区域	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
201	宮城県仙台市青葉区柏木 3-153-11 外2筆	土地	宅地 (宅地) 公衆用道路 (宅地)	398.09 44.88	市街化区域	一種住居	60 / 200	55,300,000
202	宮城県仙台市太白区緑ヶ丘 4-12-69	土地 工作物	宅地 (宅地) 土留	139.41 一式	市街化区域	一種低層	50 / 80	1,740,000
203	宮城県石巻市清水町2-37-2 外1筆	土地	宅地 (宅地)	1,139.22	市街化区域	二種住居	60 / 200	30,300,000
204	宮城県石巻市清水町2-38-6 外1筆	土地	宅地 (宅地)	512.99	市街化区域	二種住居	60 / 200	13,600,000
205	宮城県名取市下増田字台林 167-1	土地 工作物	雑種地 (雑種地) 困障ほか	1,224.70 一式	市街化調整区域	指定なし	70 / 200	634,000
206	宮城県登米市迫町佐沼字南元丁 69-6	土地	宅地 (宅地)	169.52	都市計画区域内 (非線引)	一種住居	60 / 200	2,360,000
207	宮城県大崎市鳴子温泉字竹原 30 外2筆	土地 工作物	原野 (雑種地) 雑工作物	4,811.92 一式	都市計画区域外	指定なし	- / -	1,590,000
208	青森県弘前市大字西茂森 2-21-10 外1筆	土地	雑種地 (宅地)	603.56	市街化区域	一種低層	60 / 150	3,990,000
209	青森県八戸市多賀台3-10-2	土地 建物 工作物	宅地 (宅地) 住宅建ほか 困障ほか	2,595.00 580.75/2,027.26 一式	市街化区域	一種中高層	60 / 200	10,550,724
210	青森県八戸市大字田面木 字松長根3-7 外1筆	土地 工作物	宅地 (宅地) 困障	554.97 一式	市街化区域	一種中高層	60 / 200	6,490,000
211	青森県五所川原市金木町芦野 200-1295	土地	宅地 (宅地)	450.70	都市計画区域外	指定なし	- / -	868,000
212	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 小国南田247-2	土地	宅地 (宅地)	321.99	都市計画区域外	指定なし	- / -	605,000
213	青森県上北郡七戸町字鶴児平 194	土地	宅地 (宅地)	2,326.69	都市計画区域内 (非線引)	指定なし	70 / 200	2,450,000
214	岩手県大船渡市大船渡町字永沢 41-18	土地	宅地 (宅地)	231.66	都市計画区域内 (非線引)	一種住居	60 / 200	2,870,000
215	岩手県北上市和賀町仙人7地割 7-2 外1筆	土地	宅地 (宅地・雑種地)	284.83	都市計画区域内 (非線引)	指定なし	70 / 200	661,000
216	岩手県陸前高田市気仙町字町 304-3	土地	宅地 (宅地)	344.08	都市計画区域内 (非線引)	準工業	60 / 200	4,740,000
217	岩手県奥州市水沢字吉小路 15-3	土地	宅地 (宅地)	447.46	都市計画区域内 (非線引)	一種住居 近隣商業	60 / 200 80 / 200	4,790,000
218	岩手県奥州市前沢字下小路 25-6	土地	宅地 (宅地)	238.65	都市計画区域内 (非線引)	一種中高層	60 / 200	1,520,000
219	岩手県二戸郡一戸町高善寺 字野田107-30	土地	宅地 (宅地)	180.57	都市計画区域内 (非線引)	商業	80 / 400	2,180,000

物件 番号	所 在 地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	都市計画区域	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
220	秋田県秋田市高陽青柳町 114-2 外2筆	土地 建物 工作物	宅地 (宅地) 倉庫建 囲障ほか	1,011.81 151.95/270.21 一式	市街化区域	一種住居 二種中高層	60 / 200	69,461,449
221	秋田県秋田市手形住吉町1-17	土地	宅地 (宅地)	273.19	市街化区域	一種中高層	60 / 200	12,500,000
222	秋田県秋田市新屋町字天秤野 153-3	土地 工作物	原野 (雑種地) 門ほか	11,741.22 一式	市街化調整区域	指定なし	70 / 200	16,400,000
223	秋田県能代市末広町66-29	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障	315.27 一式	都市計画区域内 (非線引)	一種住居	60 / 200	4,260,000
224	秋田県能代市朴瀬字築法師 64-1	土地	宅地 (宅地)	414.87	都市計画区域外	指定なし	- / -	919,000
225	秋田県能代市朴瀬字坂下 45-1 外2筆	土地	宅地見込地 (雑種地)	898.80	都市計画区域外	指定なし	- / -	318,000
226	秋田県湯沢市字下山谷31-2	土地	宅地 (宅地)	272.20	都市計画区域内 (非線引)	指定なし	70 / 200	259,000
227	秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱 13-154	土地	宅地 (宅地)	390.08	都市計画区域内 (非線引)	一種中高層	60 / 200	766,000
228	秋田県仙北郡美郷町六郷 字西高方町77-9	土地	宅地 (宅地)	203.10	都市計画区域内 (非線引)	一種住居	60 / 200	818,000
229	山形県米沢市通町5-8893-2	土地	宅地 (宅地)	213.92	都市計画区域内 (非線引)	一種中高層	60 / 200	1,260,000
230	山形県最上郡真室川町大字新町 字下荒川200-32	土地	宅地 (宅地)	685.76	都市計画区域内 (非線引)	一種住居	60 / 200	3,570,000
231	山形県東田川郡庄内町西袋 字村立31-1	土地	宅地 (宅地)	556.61	都市計画区域外	指定なし	- / -	1,960,000
232	福島県福島市宮下町72	土地	宅地 (宅地)	531.56	市街化区域	商業	80 / 400	47,600,000
233	福島県福島市本内字南河原 41-5 外1筆	土地	雑種地 (宅地) 公衆用道路 (雑種地)	359.00 21.80	市街化調整区域	指定なし	70 / 200	1,590,000
234	福島県岩瀬郡天栄村大字上松本 字妙見前243	土地	宅地 (雑種地)	134.61	都市計画区域外	指定なし	- / -	186,000
235	福島県双葉郡富岡町大字本岡 字関ノ前150	土地	宅地 (宅地)	658.99	都市計画区域内 (非線引)	指定なし	60 / 200	3,960,000